

## 令和元年第2回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和元年 5月10日 (金)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 令和元年 6月 3日 (月) 14時41分宣告
4. 閉会 (閉議) 令和元年 6月 3日 (月) 16時50分宣告

### 5. 出席議員

1番	金 崎 朝 香	9番	石 田 茂 春
2番	美 濃 芳 樹	10番	古 濱 正 之
3番	菊 地 政 文	11番	吉 田 雅 紀
4番	石 橋 雄 一	12番	田 中 明 美
5番	萬 康	13番	松 新 俊 典
6番	村 上 三三郎	14番	平 田 文 夫
7番	小 島 正 春		

### 6. 欠席議員

8番 遠 藤 義 光

### 7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	事務局 長	野 津 信 吾
副広域連合長	吉 元 操 (代)	介護保険課 長	藤 野 則 子
同	濱 田 明 博 (代)	隠岐島前病院事務部長	笠 置 弘 樹
同	平 木 伴 佳	隠岐病院 副院長	齋 藤 英 典
同	高 宮 克 彦	同 総務課 長	齋 賀 光 成
同	川 崎 康 久	同 医事課 長	山 崎 章
		消 防 長	久 永 吉 人
		同 総務課 長	田中井 和 幸

### 8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福 島 康 利 書記 高 井 美 雪

### 9. 会議録署名議員

4番 石 橋 雄 一 5番 萬 康

### 10. 議事日程

別紙のとおり

### 11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更

議員辞職 3番 西尾 幸太郎、4番 中濱 堯介、8番 池田 賢治、  
9番 安部 大助、13番 米澤 壽重

議員任期満了 2番 並河 孝成、5番 柏原 広行、7番 高松 照佳、  
11番 吉田 雅紀、12番 中島 謙二、14番 井尻 義教

新選出議員 1番 金崎 朝香、2番 美濃 芳樹、3番 菊地 政文  
4番 石橋 雄一、5番 萬 康、7番 小島 正春  
8番 遠藤 義光、9番 石田 茂春、10番 古濱 正之  
11番 吉田 雅紀、12番 田中 明美

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

同意第3号 隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について  
承認第1号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について  
承認第2号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分  
について  
議第12号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例  
議第13号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例  
議第14号 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基  
準等を定める条例の一部を改正する条例  
議第15号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第16号 令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議第17号 令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）  
議第18号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）

13. 選挙の経過

議長 平田 文夫  
副議長 松新 俊典

14. 議事の経過

次ページ以下会議録参照

15. 常任委員の選任

総務消防常任委員 古濱 正之、石橋 雄一、吉田 雅紀、松新 俊典  
萬 康、遠藤 義光  
医療介護常任委員 石田 茂春、小島 正春、田中 明美、美濃 芳樹  
金崎 朝香、菊地 政文、村上 三三郎

16. 議会運営委員の選任

議会運営委員 遠藤 義光、萬 康、古濱 正之、小島 正春、  
石田 茂春

17. 傍聴者

なし

## 議事の経過

### ○議会事務局長（福島 康利）

みなさんこんにちは。  
議会事務局長の福島でございます。

さて、令和元年第2回 隠岐広域連合議会定例会におきましては、井尻義教議長が任期満了、米澤壽重副議長が5月16日付の隠岐広域連合議会議員の辞職により、共に欠けております。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

それでは、年長の議員であります隠岐の島町議会選出の村上三三郎議員、臨時議長をよろしくお願いいたします。

（村上議員 議長席に着く）

### ○臨時議長（村上 三三郎）

ただいま紹介いただきました隠岐の島町議会選出の村上でございます。  
規定によって、臨時に議長の職務を行います。  
どうぞよろしくお願いいたします。

《臨時議長進行》

### ○臨時議長（村上 三三郎）

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第2回定例会が招集されましたが、議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき、ありがとうございます。

先ほどの議会事務局長の報告のとおり井尻義教議長が任期満了、米澤壽重副議長が隠岐広域連合議会議員の辞職により共に欠けております。

新議長選出まで、臨時議長で議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

まず、去る2月26日付で西ノ島町議会選出の「中濱堯介」議員より隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、議長においてこれを受理しました。中濱議員の辞職に伴い、速やかに選挙が実施され、「小島正春」議員が新たに選出されましたので報告いたします。

また、4月に統一地方議員選挙が実施され、当議会におきましても島根県、海士町、知夫村の議会議員選挙が実施され、それぞれの構成団体から「田中明美」議員、「吉田雅紀」議員、「美濃芳樹」議員、「古濱正之」議員、「金崎朝香」議員、「萬 康」議員の6名が新たに選出されました。議員各位には心からお喜び申し上げます。

隠岐の島町議会では5月16日付けで「西尾幸太郎」議員、「池田賢治」議員、「安部大助」議員、「米澤壽重」議員から隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、議会事務局長においてこれを受理しました。議員の辞職に伴い、速やかに選挙が実施され、「菊地政文」議員、「石橋雄一」議員、「遠藤義光」議員、「石田茂春」議員が新たに選出されました。

議員各位におかれましては隠岐広域連合の発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

## 《開会宣告》 号 鈴

ただいまより、令和元年第2回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

(本会議開会宣告 14時38分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(本会議開議宣告 14時38分)

本日の出席議員は出席13名、欠席1名でございます。

8番 遠藤議員が欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 《仮議席の指定》

日程第1.「仮議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました議員の仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

(2番 美濃芳樹、3番 菊地政文、4番 石橋雄一、5番 萬 康、7番 小島正春、  
8番 遠藤義光、9番 石田茂春、11番 吉田雅紀、12番 田中明美、13番 金崎朝香、14番 古濱正之)

## 《議長選挙》

日程第2.「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに、決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、臨時議長が指名することに、決定いたしました。

隠岐広域連合議会議長に、10番「平田文夫」議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今指名されました「平田文夫」議員を議長の当選人と定めること

に、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名されました「平田文夫」議員が、議長に当選しました。ただいま、議長に当選されました「平田文夫」議員が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました「平田文夫」議員、登壇されて当選受託のご挨拶をお願い致します。

○議長(平田 文夫)

ただいま聡明な議員各位の推挙により議長に就任させていただきました。私にとって身に余る光栄でございます。5月1日から元号が「平成」から「令和」に変わりましたが、令和の時代が隠岐島民のみなさんが幸せを感じるような時代を求めて、議員各位の協力をいただきながら議会議員の本旨を忘れることなく、しっかりと行動を実践し課題に向かって議会運営に努めることを皆様にお約束いたします。

就任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○臨時議長(村上 三三郎)

議員各位のご協力によりまして、新議長がめでたく選任されました。

心から祝意を表すると共に、議員各位に感謝を申し上げまして、平田新議長と交替を致します。

「平田議長」、議長席にお着き下さい。

(村上臨時議長と平田議長が交代)

以上で、「議長の選挙」を終わります。

暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 14時44分)

《新議長・議長席へ登壇・着席》

○議長(平田 文夫)

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(会議再開宣告 14時44分)

議員各位のご推挙によりまして、議長の重責をお引き受けいたすことになりました。与えられた期間を精一杯努めてまいり所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移ります。

日程第3 「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会副議長に1番「松新俊典」議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、「松新俊典」議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、指名されました「松新俊典」議員が、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました「松新俊典」議員が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました「松新俊典」議員、登壇されて、当選受託のご挨拶をお願いいたします。

#### ○1番(松新 俊典)

ただいま皆様から推薦いただきました西ノ島町の「松新俊典」でございます。

平田議長の補佐として、広域連合が一枚岩でありますけれどももっと強固な一枚岩になりますように頑張ってもらいたいと思っています。

よろしく願いいたします。

#### ○議長(平田 文夫)

《議席の指定》

日程第4 「議席の指定及び一部変更」を行います。

この度、新たに選出されました「美濃芳樹」議員、「菊地政文」議員、「石橋雄一」議員、「萬 康」議員、「小島正春」議員、「遠藤義光」議員、「石田茂春」議員、「吉田雅紀」議員、「田中明美」議員、「金崎朝香」議員、「古濱正之」議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することになっておりますので、ただいまご着席のとおり指定をいたします。

議長、副議長の選挙に伴い、議会会議規則第4条第2項及び第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

10番「平田文夫」議員を14番議席に、14番「古濱正之」議員を10番議席に、1番「松新俊典」議員を13番議席に、13番「金崎朝香」議員を1番議席にそれぞれ変更いたします。

議席の移動を願います。

(議席移動)

**日程第5 「会議録署名議員の指名」を行います**

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長から、4番「石橋雄一」議員、5番「萬 康」議員を指名いたします。

《会期の決定》

**日程第6 「会期の決定」の件を議題といたします。**

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月3日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は6月3日の1日間と決定いたしました。

暫時休憩といたします。

(会議再会宣告 14時51分)

(平田議長と松新副議長が交代)

(議事日程第1号の追加1を配布)

**○副議長(松新 俊典)**

休憩を閉じ、本会議を再開致します。

(会議再会宣告 14時52分)

議長の一身上の件がありますので副議長によって進行いたします。

ただいまお手元に配布いたしました追加議事日程のとおり、**追加日程第1. 議長の常任委員辞任の件から、追加日程第2. 議長の議会運営委員の辞任までの2件を日程に追加し、議題にしたいと思います。**

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって追加日程第1. 追加日程第2の2件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

**追加日程第1. 議長の常任委員辞任**

**追加日程第2. 議長の議会運営委員辞任の2件を一括して議題といたします。**

ただいま平田議長から議会の公平性を保持したいとの理由によって、「総務消防常任委員」、「議会運営委員」を辞任したいとの申し出がありました。

一身上の案件でありますので「平田」議長の退場を求めます。

(平田議長退場)

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、議長の「総務消防常任委員」、「議会運営委員」の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を許します。

(議長入室着席)

平田議長、ただいま全会一致をもちまして「総務消防常任委員」、「議会運営委員」の辞任が許可されました。

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 14時54分)

(松新副議長 と 平田議長が交代)

(常任委員・議会運営委員選任名簿の配布)

#### ○議長(平田 文夫)

休憩を閉じ、本会議を再開致します。

(本会議再開宣告 14時55分)

《常任委員、議会運営委員の選任》

日程第7「常任委員の選任」

日程第8「議会運営委員の選任」の2件を一括して議題といたします。

お諮りします。

「常任委員の選任」「議会運営委員の選任」については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配付したとおり指名いたします。

総務消防常任委員〔6名〕 (石橋雄一、萬 康、遠藤義光、古濱正之、吉田雅紀、松新俊典)

医療介護常任委員〔7名〕 (金崎朝香、美濃芳樹、菊地政文、村上三三郎、小島正春、石田茂春、田中明美)

議会運営委員〔5名〕 (萬 康、小島正春、遠藤義光、石田茂春、古濱正之)

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、「常任委員」、「議会運営委員」はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とし、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選について別室において協議をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 14時56分)

○議長(平田 文夫)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時03分)

各常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を代表の方から報告をお願い致します。

最初に総務消防常任委員会

(議長「11番」の挙手有り)

○議長(平田 文夫)

11番 吉田議員

○11番(吉田 雅紀)

総務消防常任委員会

委員長「古濱 正之」議員、副委員長「石橋 雄一」議員に決定いたしました。

○議長(平田 文夫)

次に医療介護常任委員会から報告を願います。

(議長「9番」の挙手有り)

9番 石田議員

○9番(石田 茂春)

医療介護常任委員会

委員長「石田 茂春」議員、副委員長「小島 正春」議員に決定いたしました。

○議長(平田 文夫)

以上で常任委員会の正副委員長の報告を終わります。

次に議会運営委員会の報告を願います。

(議長「9番」の挙手有り)

○議長(平田 文夫)

9番 石田議員

○9番(石田 茂春)

議会運営委員会

委員長「遠藤 義光」議員、副委員長「萬 康」議員に決定いたしました。

○議長(平田 文夫)

以上、各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので報告を終わります。

本会議を休憩し、全員協議会を開催いたします。

(会議開会宣告 15時05分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

(会議再開宣告 15時 10分)

《諸般の報告》

日程第9.「諸般の報告」を行います。

議員の異動につきましては、先ほど臨時議長の報告のとおりですので割愛いたします。

その他の報告につきましては、**別紙 1** 諸般の報告書のとおりでございますので、ご参照下さい。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

《議案上程》

日程第10.「議案上程」の件を議題と致します。

同意第1号 隠岐広域連合監査委員（議会選出者）についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外、池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

令和元年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

令和時代が幕を開け、吹き抜ける風がなんとも心地よく感じる新緑の季節となりましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般実施されました島根県議会議員一般選挙、海士町議会議員一般選挙及び知夫村議会議員一般選挙におかれましては、「田中明美」氏、「吉田雅紀」氏、「古濱正之」氏、「美濃芳樹」氏、「金崎朝香」氏及び「萬 康」氏がめでたくご当選をされ、それぞれの議会から選出いただきました。ここに改めましてお祝いを申し上げます。また、西ノ島町議会から選出いただいております「中濱堯介」議員が辞職され、新たに「小島正春」氏の選出をいただき、隠岐の島町議会から選出いただいております「米澤壽重」議員、「池田賢治」議員、「安部大助」議員及び「西尾幸太郎」議員が辞職され、新たに「石田茂春」氏、「遠藤義光」氏、「菊池政文」氏及び「石橋雄一」氏の選出をいただきました。ここに新たに選出された皆様には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、「超高速船レインボージェット」について、平成30年4月から平成31年3月まで、1年間の運航実績等をご報告申し上げます。予定運航数990便の内、欠航数84便、延べ乗客人数11万4,715人であり、就航率91.5%となりました。これは前年度の運航状況と比較し、欠航数40便減、延べ乗客人数3,363人増、就航率3.9%の増となり、乗客人数、就航率ともに向上しているところでございます。

これまで同様、今後も関係機関一同、「安全・安心」で高い就航率を維持しながらサー

ビスの向上にも努め、交流人口の拡大が図られますよう努力して参る所存でございます。

次に病院事業についてでございますが、医師、看護職員等医療従事者の慢性的な不足が課題となっていることはご案内のとおりですが、4月下旬に医師等医療従事者招聘のため、島根大学医学部を始め、県立中央病院・こころの医療センター・鳥取大学医学部等々にご挨拶と医師派遣のお願いに出向いたところでございます。医療従事者の問題につきましても、引き続き、全身全霊で取り組む所存でございます。議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜り、島前島後一丸となって問題解決を図って参りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお願いいたします。

**同意第3号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意」**についてご説明申し上げます。隠岐広域連合監査委員（議会選出者）でありました「西尾幸太郎」議員におかれましては、5月16日付けをもって辞職されました。

つきましては、隠岐広域連合規約第16条第2項の規定に基づきまして、監査委員に「石田茂春」議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

ここで地方自治法第117条の規定によって、「石田茂春」議員の退場を求めます。

（石田議員の退場を確認）

「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

日程第11 これより「採決」を行います。

**同意第3号 隠岐広域連合監査委員（議会選出者）**について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、「石田茂春」議員の入場を許可します。

（石田議員入場を確認）

同意第3号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」は原案のとおり同意いたしましたので、ご報告いたします。

以上で「同意第3号」を終わります。

日程第12. 「議案上程」の件を議題といたします。

承認第 1 号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、議第 18 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまでの 9 案件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（「議長番外」の挙手あり）

番外、池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、承認第 1 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、議第 18 号「令和元年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 9 案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書 2 ページから 3 ページをお願いいたします。

承認第 1 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分」についてご説明申し上げます。

介護保険法施行令の改正に伴い、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料をさらに軽減強化するものであり、すでに実施している第 1 段階に加え、第 2 段階、第 3 段階の保険料額についても軽減強化を実施する条例改正を行うものであります。

平成 31 年度介護保険料について、平成 31 年 4 月 1 日の保険料仮算定時に保険料年額を条例改正する必要があることから、施行日は平成 31 年 4 月 1 日とさせていただき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議案書の 4 ページから 5 ページをお願いいたします。

承認第 2 号「平成 30 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的支出の補正で、医業費用において、材料費を増額する一方、給与費、経費を減額するものであります。

医業外費用では、企業債利息、消費税及びその他医業外費用を増額しております。

補正予算第 3 条では、人件費の減額に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、給与費を減額するものであり、補正予算第 4 条では、棚卸資産の購入限度額について増額するものであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議案書の 6 ページをお願いいたします。

議第 12 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険システムの介護保険料年額賦課にかかる 100 円未満の端数処理について誤りがあり、端数処理の運用変更を行うもの及び元号の改正に伴うものの関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は、公布の日から施行し、追加した介護保険料年額賦課にかかる端数処理の規

定については、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案書の7ページから8ページをお願いいたします。

**議第13号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」**についてご説明申し上げます。

不正競争防止法等の一部改正、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び防火対象物の消防用設備等の状況の公表制度の開始に伴い、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に係る関係規定については、公布の日から施行し、不正競争防止法等の一部改正に係る関係規定については、令和元年7月1日から施行し、防火対象物の消防用設備等の状況の公表制度の開始に伴う関係規定については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の9ページをお願いいたします。

**議第14号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」**についてご説明申し上げます。

元号の改正に伴う関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は、公布の日とするものでございます。

次に、議案書の10ページから11ページをお願いいたします。

**議第15号「令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」**についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動等に伴う人件費の差し引き増と広域計画策定委員会開催に係る報酬、旅費の増額、民生費の社会福祉費で介護保険事業低所得者保険料軽減強化に伴う繰出金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金及び県支出金を増額し、諸収入を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ2,409万2千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億7,054万3千円とするものでございます。

次に、議案書の12ページから13ページをお願いいたします。

**議第16号「令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」**について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動等に伴い人件費を減額するものであります。

歳入につきましては、保険料、分担金及び負担金を減額し、繰入金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ177万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ33億2,578万1千円とするものでございます。

次に、議案書の 14 ページをお願いいたします。

**議第 17 号「令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」**について、ご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、第 1 項の医業費用で、人事異動等に伴い給与費を減額するものであります。

補正予算第 3 条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を減額するものでございます。

次に、議案書の 15 ページから 16 ページをお願いいたします。

**議第 18 号「令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」**について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動に伴う人件費、移転料減に伴う旅費を減額し、宿舍借上戸数増に伴う使用料及び賃借料を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 119 万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 4,112 万 3 千円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

《一般質問》

日程第 13 これより「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の **別紙 2** 通告一覧表のとおりであります。

質問時間は答弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願い申し上げます。

それでは発言を許します。

6 番 村上 三三郎 議員

○6 番(村上 三三郎)

介護保険料の滞納整理について伺います。

平成 30 年度第 3 回議会定例会付属資料 介護保険料滞納整理についてによりますと平成 25 年度は、滞納者数 112 人、金額 396 万 178 円、収納率 99.31%、平成 27 年度は、滞納者数 121 人、金額 386 万 3,598 円、収納率 99.34%、平成 29 年度は、滞納者数 102 人、金額 298 万 3,623 円、収納率 99.51%となっています。

収納率が 99%を超えており、訪問件数約 400 件など担当者の収納の努力を評価致します。一方、滞納者 100 余名で推移しており、これが固定化の傾向にあるとのことでございます。

以下の点について質問します。

質問1 介護保険料の減免制度があります。

①災害による著しい損害を受けた場合、②生計主体者の死亡等により収入が著しく減少した場合、③生計主体者が事業の休廃止、失業により収入が著しく減少した場合、④生計主体者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁などにより著しく減少した場合となっています。

これらにより、保険料の減免申請がなされたことがありますか。

質問2 低所得者への減免について

先に述べた保険料滞納者数の中には低所得者のため、やむを得ず滞納している被保険者がいると思われませんが、その実態を把握しておられますか。また、減免は申請主義となっていますが、担当者の指導・援助についてはどのようになっていますか。

### ○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の「介護保険料滞納整理について」にお答えいたします。

まず、最初の「介護保険料の減免申請の状況について」でございます。

ご承知のとおり、隠岐広域連合介護保険課では、保険料の減額の認定等についての規定があり、災害損失や著しい所得減少が生じた場合は、一定程度の要件を満たした場合、減免することが可能となっています。

隠岐圏域のこれまでの介護保険料の減免申請は、災害等によるものが14件、所得減少によるものが1件となっております。

次に、「低所得者の実態把握と減免申請の指導・援助について」ですが、介護保険料滞納者につきましては、訪問等により面談し、滞納の要因についての把握に努めています。その要因が経済的に困難である方については、納入額の分納や支払期限を延長して対応している所でございます。

介護保険制度は皆で助け合う制度であり、低所得者でありながら、介護保険料を滞りなく収めている方もおられますので、その点についてもご理解をいただきたいと思えます。

また、低所得者に対しましては、平成27年度から消費税による公費を投入して、介護保険料を軽減しており、今年度からは更に軽減強化を実施しているところでございます。

減免申請につきましては、個別申請となっておりますが、火災等により被災された方の情報が、個人情報保護法などにより把握が困難な状況でございますので、関係町村窓口にご相談にいられた際には、介護保険料の減免制度があることを周知していただくような連携についてもお願いしているところでございます。

引き続き、公平公正な介護保険運営に努めて参る所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ○6番(村上 三三郎)

減免申請は災害等によるものが14件、所得減少によるものが1件とのことでした。

滞納者への対応は訪問によって実態把握に努め、事情によっては分納や支払期限の延長など行っているとのことでした。これらによって保険料収納率が99%の成果が上がっていると思っております。

その上で次の点について質問致します。

介護保険料の設定は1段階から11段階になっています。

介護保険料の所得段階毎の基準額の1～5段階までの人数は5,233名、62.8%ですが、保険料収納額は2億7,805万1,820円で46.0%となっています。

説明にあるように給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料を軽減していることはわかります。

その上で質問致します。

質問1 保険料滞納者の1～11段階のそれぞれの滞納額と人数はどうなっていますか。

質問2 11段階の設定によって保険料収納率の向上にどの程度寄与しているかと評価していますか。

#### ○番外（池田広域連合長）

只今の、村上三三郎議員の再質問にお答えいたします。

1点目の保険料滞納者の段階別滞納額と人数の状況については、滞納額が多い順に、第7段階が83万7,665円で14人、第6段階が83万6,418円で13人、第1段階が54万1,561円で17人となっています。

また、低所得者と言われている、第1段階から第3段階の方は、滞納者全体に対しまして、滞納者比率が35.6%で26人、滞納額比率が24.5%で106万1,829円となっています。

次に、2点目の保険料11段階の設定による保険料収納率の向上についてですが、隠岐圏域の第1号被保険者の所得段階は、第1段階から第7段階までで保険料収納予定額の85.5%を占めており、多段階設定による高所得段階の保険料が収納率の向上に寄与しているとは言い難いところですが、応能負担にすることにより公平公正な介護保険運営に繋がっていると評価しています。

直接的に寄与しているとは言い難いが全体的には公平公正な介護保険運営に繋がっていると我々は考えています。

#### ○6番（村上 三三郎）

ただいまの連合長の答弁によりますと、所得段階が低いから滞納が多いと云うことにはなっていないと云うことがわかると思います。例えば、6段階とか7段階の方々にも滞納があるということです。この方々は納税の意識が欠けていると思いますので、その辺については介護保険課の方で適切に対応していただきたいと思います。

#### ○番外（池田広域連合長）

我々も滞納が決して良いものだとは思っておりませんし、先ほども申し上げましたように低所得者でありながらそれなりに一生懸命支払っている方がいることも理解していただきたい。あくまでも公正公平な態度を持って今後も職員一同取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

#### ○議長（平田 文夫）

村上議員の一般質問を終わります。

以上で「一般質問」を終わります。

《質 疑》

日程第 14 これより「質疑」を行います。

承認第 1 号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について  
質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 藤野介護保険課長

○番外(藤野介護保険課長)

資料 3 議案に関する参考資料 1 頁～

まず専決処分の理由でございます。

消費増税に伴う介護保険料の軽減強化につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に介護保険法施行令が改正されたところであり、平成 31 年度介護保険料につきましては、平成 31 年 4 月 1 日の保険料仮算定時に保険料年額を条例改正する必要がありますが、その間、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

次に専決処分の内容でございます。

条例改正の概要ですが、介護保険法施行令の改正に伴いまして、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

次に要点です。

- ① 消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、2015 年 4 月から一部実施を行っていますが、2019 年 10 月の消費税 10% への引き上げに合わせて、更に軽減強化を行うものでございます。
- ② 2019 年度の保険料軽減強化については、2019 年 10 月以降の消費税率引上げによる財源の手当であることを反映し、2020 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定するものでございます。
- ③ 保険料の減額賦課に係る年度について、「平成 30 年度から平成 32 年度」を「平成 31 年度から平成 32 年度」に改めるものでございます。
- ④ 第 1 段階の保険料額について、「35,364 円」を「29,472 円」に改めます。
- ⑤ 第 2 段階及び第 3 段階の保険料額につきまして、新たな規定を追加して、それぞれ第 2 段階につきましては「58,944 円」から「49,116 円」へ、第 3 段階につきましては「58,944 円」から「56,976 円」とするものでございます。

次に施行期日でございますが、平成 31 年 4 月 1 日からといたします。

1 頁下段が変更の内容を表にしたものでございます。

2018 年 4 月から 3 年間の第 1 段階から第 3 段階までの保険料率、年間保険料を表に示したものでございます。

次に 2 頁から 4 頁は条例改正の新旧対照表でございます。

まず第 4 条につきましては、3 頁は第 2 項が保険料第 1 段階の改正でございます。第 3 項が保険料第 2 段階の規定を追加したものでございます。

4 頁は、第 4 項が保険料第 3 段階の規定を追加したものでございます。  
5 頁は、介護保険料の軽減強化事業をグラフ化したものでございます。ご参照下さい。  
6 頁は、H30 年度の保険料を掲載してございます。参考までに載せておりますので後ほどご確認下さい。

以上で説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま承認第 1 号について説明がございました。  
これについて質疑はございませんか。

○9 番（石田 茂春）

細かいことを云いますが、1 頁中段の③の中で平成 30 年度から平成 32 年度とあるが令和 2 年度ではないか。

○番外(藤野介護保険課長)

この条例改正は 3 月末時点の専決処分ですので、この時点では改元ではございませんでしたのでこの時点の改正では平成 31 年度とさせていただきます。後ほど出てくる介護保険条例の方で令和に直しています。

○9 番（石田 茂春）

5 頁の資料では完全実施令和元年 10 月となっておりますが、これは令和になってから資料を作ったのか。

○番外(藤野介護保険課長)

この表は議会のために 5 月以降に作成したものですので令和となっております。

○議長（平田 文夫）

他に質疑はございませんか。

○4 番（石橋 雄一）

ちゃぶ台返しのようなことを云いますが、消費税の 10%は既定路線のように云われておりますが、上がらなかった場合も想定出来ますが、そのあたりの対応はどう考えていますか。

○番外(藤野介護保険課長)

消費税増税にならなかった場合ですが、この保険料の設定につきましては年額設定と決まっており、上位法である介護保険法施行令の方がこの率で改正になっておりますので、今年度は増税にならなくてもこの保険料で実施されます。後は国の方で財源については考えると思っています。

○4 番（石橋 雄一）

財源について伺いますが、100%国ですか。

○番外(藤野介護保険課長)

軽減につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 となっております。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で承認第 1 号の質疑を終わります。

次に承認第2号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 齋賀総務課長

○番外（齋賀総務課長）

病院事業費用におきまして、費用の決算見込みで予算の不足額が見込まれる状況になりました。

流用等で対応が出来なかったため予算の補正増額をしなければなりませんでした。議会を招集する暇がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

資料1 予算に関する説明書 1頁をお開き下さい。

病院事業費用において不足額が見込まれた1項. 医業費用 2目. 材料費におきまして、患者数の増、薬品、診療材料においてはガン患者の抗ガン剤等々の高額薬品の使用量増、手術に使用する高額診療材料の増等により 20,338千円の不足額が発生してございます。

また、医業外費用におきまして企業債利息の確定、消費税納付額の確定、その他医業外費用については隠岐の島町で借入をいただいております過疎辺地債の償還額の確定、これにつきましては隠岐病院が負担金として隠岐の島町へお支払いすることになっており、この確定による医業外費用 2,689千円の不足額が見込まれましたので、これについて増額をするものでございますが、時期的に構成団体負担金等の増減をすることが好ましくないと云うこともございまして、不用額が見込まれる給与費、経費を減額することにより病院事業費を全体で補正プラスマイナスゼロと云う形での補正をさせていただくものでございます。

給与費の不用額につきましては、看護師採用困難による未採用、育児休業看護師の増に伴う不用額でございます。

経費につきましては、医療機器のリース実績等に伴う減額でございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま承認第2号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

○4番（石橋 雄一）

補正予定額が0円となっておりますが、材料費が20,338千円かかったので給与費と経費を減らして帳尻を合わせたと見えるのですが、この解釈でよろしいか。

○番外（齋賀総務課長）

費用の増額を行うとそれらの財源を確保する必要がありますが、財源確保には構成団体負担金という形での増額の対応しかありませんが、この時期に構成団体負担金の増額というのは困難であるため不用額が見込まれる給与費、経費を減額してプラスマイナスゼロにさせていただいたと云うことでございます。

○4番（石橋 雄一）

細かくなりますが、薬品費と診療材料費の中身について教えていただきたい。

○番外（齋賀総務課長）

薬品費については内科の抗ガン剤のオプジーボがかなり高額で、これらの使用量が大きく増額となっております。参考までにオプジーボで H29 で使用額が 662 千円、H30 は 5,060 千円の相当な使用量になっています。材料費については整形外科の骨折患者の手術に使用する材料で、これは材料費は膨らんでいますが、収益でも診療報酬として増額になるものです。薬品費、診療材料費とも収入にも増額がございしますが、今回は収入の補正はしていません。決算の方で増額になるようになりますが、決算の際にご説明をさせていただきますと思います。

○4 番（石橋 雄一）

材料費の増額を給与費を削って行うのはサービスの低下に繋がる恐れがありはしないかと思いますがその件についてはどう思われるか。

○番外（齋賀総務課長）

給与費を削って職員を減らすと云うことではございません。給与費で不用額が見込まれた分で材料費の増額分を対応したと云うことです。特に採用が出来なかった看護師不足と云うことはございしますが、それは今いる看護師、臨時の看護師等を雇用することによって対応してまいりましたので住民の皆様に対してのサービスの低下はないと思っています。

○議長（平田 文夫）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で承認第 2 号の質疑を終わります。

次に議第 12 号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料 3 議案に関する参考資料 8 頁

条例改正の理由でございます。

まず経緯です。

平成 31 年 3 月 23 日発刊の山陰中央新報に、大田市が 65 歳以上の被保険者から徴収する介護保険料が条例で定められた料金と実際に徴収した料金との間に差異が生じており、徴収した金額に条例上の根拠がなかったとして過徴収と判断し、対象者へ返金する旨の記事が掲載されました。

このことに伴い、隠岐広域連合の介護保険条例と実際に徴収している介護保険料について調査をしたところ、隠岐広域連合は介護保険制度が始まった平成 12 年から大田市と同様に過徴収をしていることが判明しました。

この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

次に現状です。

条例では、賦課期日4月1日後に65歳到達、転入転出、死亡等により第1号被保険者の資格を取得、または喪失した者の当該年度における介護保険料に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとしております。しかし、実際の運用は、端数処理をせず1円単位の介護保険料を徴収しておりました。

下段の枠で囲んだところは、隠岐広域連合介護保険条例の第6条保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得、喪失があった場合の抜粋をしています。

第6条第1項から第3項につきましては、年度途中で資格を取得または喪失した方の保険料の規定をしております。

第4項は、第3項までの方の保険料に端数が生じた場合には端数を処理する規定を定めております。

今後の対応については、

1. 介護保険システムの介護保険料年額賦課にかかる端数処理設定については、全件同一条件となるため、当該年度にかかる全ての第1号介護保険料に100円未満の端数が生じる場合は切り捨てることをする条例の一部改正を行います。

条例改正の概要ですが、介護保険システムの介護保険料年額賦課にかかる端数処理設定についての運用を平成31年4月から1円未満から100円未満に変更したことに伴い、関係条文について所要の改正を行います。

要点です。

第4条に、当該年度にかかる全ての第1号介護保険料に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする条文を追加いたします。「平成32年度」を「令和2年度」に改めます。

施行期日ですが、公布の日から施行し、追加した第4条第5項の規定につきましては、平成31年4月1日から適用いたします。

2. 介護保険法第200条の2の規定に基づき、介護保険料の過徴収分については2年間遡及し、対象者へ返金するものといたします。

介護保険法第二百条の二は賦課決定の期間制限の抜粋でございます。

保険料の賦課決定の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができないとされております。

次に影響対象者及び金額でございます。

二年間の対象者は併せて1,296人、過徴収金額につきましては68,457円となっております。

10頁から12頁までは介護保険条例の新旧対照表でございます。

第4条の第1項から第4項までは改元による改正となっております。

第4条第5項は、1年間の年額の保険料の100円未満の端数を切り捨てる規定を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま議第 12 号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

○11 番（吉田 雅紀）

過徴収分の返金、技術的なことですが、これを口座返金すると手数料がかかるわけですが、返金手数料を差し引いて返金するのでしょうか。

○番外（藤野介護保険課長）

返金の方法については、還付請求書を対象者に送付し、返金口座を記入いただき返送していただき、その後口座に返金するときは手数料等引かず過徴収分をすべて返金する形を取りたいと思っています。

○11 番（吉田 雅紀）

手数料という余分なお金がかかりますので相殺出来ませんか。

○番外（藤野介護保険課長）

隠岐広域連合から各金融機関に返金をする場合は手数料はかかっておりません。

返金額は 1 人当たり最低金額が 5 円、最高額で 96 円となっています。

○11 番（吉田 雅紀）

振込手数料がかかっていなければよろしいです。

○議長（平田 文夫）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 12 号の質疑を終わります。

次に議第 13 号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 田中井総務課長

○番外（田中井総務課長）

資料 3 議案に関する参考資料 13 頁

条例改正の概要ですが、

- ① 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、関係条文について所要の改正を行うもの。
- ② 不正競争防止法等の一部改正に伴い、関係条文について所要の改正を行うもの。
- ③ 公表制度を開始するにあたり、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

要点ですが、

- ① 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に関する事項でございます。

1. 「作動時間が 60 秒以内の閉鎖型スプリンクラー設備」を「種別が 1 種の閉鎖型スプリンクラー設備」に改めるもの。
  2. 住宅部分に住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、「特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したとき。」を追加するもの。
- ② 不正競争防止法等の一部改正に関する事項
1. 「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改めるもの。
- ③ 公表制度の開始に関する事項
1. 防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができること。
  2. 公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することとなっております。

施行期日ですが、

- ①住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に関する事項については、公布の日
- ②不正競争防止法等の一部改正に関する事項については、令和元年 7 月 1 日
- ③公表制度の開始に関する事項については、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとなっております。

14 頁から 16 頁は条例の新旧対照表となっております。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま議第 13 号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

○10 番（古濱 正之）

条例の部分で住宅用とはどのような解釈をしたらいいのか。

また、公表は新聞社なのか、消防署の前の掲示板なのか、役場の前の掲示板なのか。どのようになっていますか。

○番外（田中井総務課長）

防火対象部分に住宅部分がある場合に住宅用防災警報機を設置しなければならないことがあります。設置の基準により特定小規模用の自動火災報知設備を設置した場合はその部分が免除出来ると云うことです。

○10 番（古濱 正之）

個人住宅はどうなるのか。

○番外（田中井総務課長）

個人住宅にはそういう基準はございません。

公表制度ですが、再三の重大な違反があつて指導したにもかかわらず改善が見られないということになりますと、消防本部のホームページに掲載し公表するという形です。

○議長（平田 文夫）

他に質疑はございませんか。

○13 番 (松新 俊典)

要点のところで作動時間が 60 秒以内の閉鎖型スプリンクラーと種別が 1 種と分けてあるが、わかりにくいので 1 種のところの説明を願います。

○番外 (田中井総務課長)

種別に関する資料が手元にありませんが、作動時間が 60 秒と長いので、感知が速いものになっていると思われませんが、後ほど資料をお渡し致します。

○議長 (平田 文夫)

他にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 13 号の質疑を終わります。

次に議第 14 号 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 野津事務局長

○番外 (野津事務局長)

資料 3 議案に関する参考資料 17 頁

本来ですとこれは介護保険課の条例改正でございますが、5 月 1 日に改元された元号改正につきましては総務課がすべての条例一括で改正する予定でございました。今回隠岐広域連合の条例で改正が必要なものを精査した結果、本条例と議第 12 号の隠岐広域連合介護保険条例の 2 件のみでございましたので、先ほど介護保険条例については介護保険課から説明をさせていただきました。私からはこの条例のみでございます。

要点は、附則第 2 項中「平成 33 年」を「令和 3 年」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長 (平田 文夫)

ただいま議第 14 号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 14 号の質疑を終わります。

次に議第 15 号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 1 号) について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 野津事務局長

○番外 (野津事務局長)

一般会計の補正予算の前に資料 3 議案に関する参考資料 19 頁～21 頁で負担金について説明いたします。

19 頁は当初予算の負担金の一覧表となります。

20 頁は今回 6 月補正後の負担金となります。

21 頁は 6 月補正後と当初予算の差し引きの表となっております。

一般会計では 3,022 千円の増額、介護保険事業特別会計では 1,770 千円の減額、消防事業特別会計では 1,190 千円の増額で合計 2,442 千円の増額となっております。

この後各会計で詳しく説明申し上げます。

それでは一般会計につきまして資料 2 予算に関する説明書 4 頁～5 頁をご覧ください。

歳 出

2 款 総務費において本年 4 月の人事異動及び職員 1 名の退職、給与費負担率の変更等に伴い、1 目：一般管理費、3 目：超高速船・フェリー管理費、4 目：仁万の里管理費の person 費の増額補正をお願いするものでございます。

また今年度は隠岐広域連合の広域計画の策定年度であり、委員 11 名の報酬と旅費を増額補正させていただくものでございます。本来ですと本年 2 月定例会の今年度当初予算に計上すべきでございましたが、補正対応となり大変申し訳なく思っています。お詫び申し上げます。

3 款 民生費は介護保険の低所得者保険料軽減強化が拡大されたことに伴い、介護保険事業会計への繰出金を増額補正するものでございます。

歳出合計額 24,092 千円を増額補正するものでございます。

歳 入 資料 2 2 頁～3 頁参照

1 款 分担金及び負担金については、先ほど説明をいたしました報酬、人件費、旅費の増、介護保険低所得者保険料軽減強化に伴う繰り出し金の増により、それぞれの目で増額補正をお願いするものでございます。

2 款 国庫支出金、3 款 県支出金共に介護保険料低所得者軽減強化に伴う繰り出し金の増による増額補正でございます。

7 款 諸収入は仁万の里派遣職員が年度途中で退職することに伴い、社会福祉法人 博愛からいただく人件費負担額を減額補正するものでございます。

歳入補正合計額は 24,092 千円を増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま議第 15 号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 15 号の質疑を終わります。

次に議第 16 号 令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料2 予算に関する説明書 13頁

歳入歳出共に177万円を減額し、補正後の予算を総額33億2,578万1千円とするものでございます。

歳出につきましては、総務費の一般管理費において人事異動に伴い給料、職員手当、共済費、負担金補助及び交付金の人件費を1,770千円減額するものでございます。

歳入につきましては、保険料は先ほど条例改正でご説明いたしましたとおり8款：繰入金の低所得者保険料軽減強化に伴う一般会計からの繰入金が21,170千円の増額に伴い、同額を1款：保険料から減額をするものでございます。

2款：分担金及び負担金は、人事異動による人件費の減額に伴い財源である構成団体負担金を減額するものでございます。構成団体の負担金の内訳につきましては説明欄のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（平田 文夫）

ただいま議第16号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第16号の質疑を終わります。

次に議第17号 令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 齋賀総務課長

○番外（齋賀総務課長）

資料2 予算に関する説明書 23頁

平成30年度末の職員の退職、令和元年度の職員の採用、人事異動等に伴いまして給与費について補正を行うものでございます。

給料、手当、法定福利費、退職給与費等々で減額を行いますが、医師について人数に変動はございませんが島根県からの派遣医師が1名増になったことに伴い、法定福利費の中で県中央病院医師共済組合負担金、退職給与費の島根県市町村総合事務組合負担金について増額となっております。

退職給与費の退職手当特別負担金につきましては、今年度末退職予定者2名増による増額でございます。

以上給与費差引を行いまして3,299千円を減額するものでございます。

なお、病院事業特別会計につきましては、費用の増減があった場合に構成団体負担金の増減を行いますが、構成団体との申し合わせにより前年度精算金、当年度の補正含めて2月議会で一括して補正を行うことにしていますので、今回につきましては支出のみの補正と云うことでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（平田 文夫）

ただいま議第 17 号について説明がございました。  
これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。  
以上で議第 17 号の質疑を終わります。

次に議第 18 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

番外 田中井総務課長

○番外（田中井総務課長）

資料 2 予算に関する説明書 30 頁

今回の補正は人事異動に伴う増減、共済費負担率の変更に伴うものでございます。  
補正額ですが歳入歳出共に 1,190 千円の増額となり総額 641,123 千円とするものです。  
歳入につきましては、分担金及び負担金が 1,190 千円の増となり、構成団体負担金は説明欄のとおりでございます。

歳出については、給料、共済費、旅費、負担金補助及び交付金については人事異動に伴う減、職員手当、使用料及び賃借料については人事異動に伴う増でございます。

職員手当について 2,060 千円の増となっていますが、管理職手当が 499 千円の増、扶養手当が 336 千円、児童手当が 1,035 千円、特地勤務手当が 675 千円の増が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま議第 18 号について説明がございました。  
これについて質疑はございませんか。

○9 番（石田 茂春）

資料 2 予算に関する説明書 31 頁

14 節使用料で宿舍の借り上げ料が西ノ島町 3 戸→4 戸、知夫村 4 戸→5 戸になって増えているが、32 頁で住居手当が減額になっている。その理由は。

○番外（田中井総務課長）

消防は移転を伴う事業所ですので、本拠地を離れて転勤しますと特地勤務手当が増額になり、その分住居手当が減額になります。

住宅手当は職員が借り上げている住居手当、例えば隠岐の島町出身の職員が島前に転勤になった場合、消防官舎だけでは足りなく町村にお願いをして宿舍を借り上げていますので、そこが増えたところです。

○9 番（石田 茂春）

私が云いたいのは西ノ島町と知夫村で宿舍の借り上げ戸数が増になったのに住居手当は減額になっている。普通は増になるのではないか。

○番外（久永消防長）

借上宿舍につきましては、本来なら消防職員の待機宿舍があるべきところがなくて町

村にお願いをして借り上げている。職員については宿舎があるものとして8,000円のみ家賃をもらう。不足分については消防会計から支払うものです。住居手当は職員が住居を借り上げたときに支払うもので、住居手当と借上宿舎の家賃は別物でございます。

○10番（古濱 正之）

住宅手当はいくらから出すようになっているかを云って貰わないとわからなくなる。

○番外（田中井総務課長）

一月12,000円以上から手当が付き、最高が27,000千円の手当を支給することになっています。

○10番（古濱 正之）

特地勤務手当と特殊勤務手当の違いは。

○番外（田中井総務課長）

特地勤務手当は職員の出身の本拠地を離れて勤務した場合に支払われるもの。例えば隠岐の島町出身の職員が島前地域で勤務する場合に支払われることになっています。

特殊勤務手当は、資料の37頁にありますが、代表的なものは救急出動、夜間特殊業務手当、火災出動などがあります。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第18号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

《討 論》

日程第15 これより「討論」を行います。

「承認第1号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」の専決処分についてから、「議第18号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）」までの9案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《採 決》

日程第16 これより、「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

承認第1号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、承認第2号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてまでの2案件について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立全員であります。

よって 承認第1号及び承認第2号は原案のとおり可決されました

次に議第12号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてから、議第14号 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの3案件について採決致します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立全員であります。

よって 議第12号から議第14号までの3案件は原案のとおり可決されました

次に議第15号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)から議第18号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)までの4案件について、採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立全員であります。

よって 議第15号から議第18号までの4案件は原案のとおり可決されました。

以上で「採決」を終わります。

《委員会の閉会中の継続審査》

日程第17「委員会の閉会中の継続審査について」を議題と致します。

各常任委員長、議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙3「申出一覧表」のとおりでございます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 16時48分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、監査委員の選任同意案をはじめ、専決処分案、条例改正案、各会計補正予算案の10議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

新年度を迎え、執行部も新たな体制となりました。隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり邁進してまいります。

議会におかれましても、議会構成が一新されました。平田新議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（平田 文夫）

本日は、これをもって散会し、令和元年第2回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

（会議閉会宣告 16時50分）